

令和 7 年 第 3 回

印西市教育委員会定例会会議録

令和 7 年 3 月 1 9 日 (水)

令和7年第3回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和7年3月19日(水)午後1時15分

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告  
(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 議案第1号

令和6年度末教職員人事の内申について

日程第 5 議案第2号

印西市食物アレルギー等児童生徒学校給食費相当額助成金交付規制の制定について

日程第 6 議案第3号

印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付規則の制定について

日程第 7 議案第4号

印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 8 議案第5号

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 9 議案第6号

印西市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第10 議案第7号

印西市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

日程第11 議案第8号

印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第12 議案第9号

印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第13 議案第10号

印西市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第14 議案第11号

印西市学校運営協議会委員の任命について

日程第15 議案第12号

印西市青少年問題協議会委員の任命について

日程第16 議案第13号

印西市社会教育委員の委嘱について

日程第17 議案第14号

印西市公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第18 議案第15号

印西市文化財審議会委員の委嘱について

日程第19 議案第16号

令和7年度印西市の教育施策について

日程第20 その他

4. 閉 議

5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	渡 邊 義 規
1 番	教育長職務代理者	寺 田 充 良
2 番	委 員	豊 田 光 弘
3 番	委 員	長 尾 香 奈
4 番	委 員	屋 敷 毅

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	三 門 宜 典
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	鈴 木 圭 一
学 務 課 長	加 藤 知 巳
指 導 課 長	石 川 真 樹 子
学 校 給 食 課 長	出 山 健 生
生 涯 学 習 課 長	飯 島 正 義

職務のため出席した職員(3名)

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	秋 山 和 俊
教 育 総 務 課 総 務 係 課 長	清 水 純 一 郎
教 育 総 務 課 総 務 係 主 査	佐 々 木 洋 子
教 育 総 務 課 総 務 係 主 査	川 村 健 一

(13時15分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより、令和7年第3回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議の非公開、日程の変更)

教 育 長

会議の公開について伺います。

日程第4 議案第1号 令和6年度末教職員人事の内申については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項並びに印西市教育委員会会議規則第12条第1項の規定に該当することから、会議を非公開とすることを提案いたしますが、異議ございませんか。

各 委 員

異議なし

教 育 長

異議なしと認めます。

それでは、日程第4 議案第1号は非公開といたします。

また、当該議案につきましては傍聴人等にご退席願いますことから、印西市教育委員会会議規則第10条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、日程第20 その他の後に繰り下げたいと思いますが、異議ございませんか。

各 委 員

異議なし

教 育 長

異議なしと認めますので、議事日程については、そのようにいたします。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、3番、長尾委員を指名します。よろしくお願ひします。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

まず、経過報告でございます。

3月1日土曜日、印西市民アカデミー第25期生卒論発表会が文化ホール

であり、出席いたしました。

4日火曜日、第4回部活動地域移行推進協議会が市役所であり、出席いたしました。

7日金曜日、印西ライオンズクラブの方々から小学校1年生用のランドセルカバーの寄贈があり、その寄贈式が市役所であり、出席いたしました。

9日日曜日、平和講演会がそうふけ公民館であり、出席いたしました。

10日月曜日、印西市不登校に関する児童生徒支援検討会議が市役所であり、出席いたしました。

11日火曜日、市内の中学校卒業式が市内9校で行われまして、私は小林中学校に参加いたしました。委員の皆様にもご出席いただきました。ありがとうございました。

12日水曜日、政策調整会議が市役所であり、出席いたしました。

同日、令和6年度児童・生徒表彰式、追加分ですね、1月31日に表彰しましたけれども、その後に、また顕著な成績を上げた子どもたちを表彰したものです。市役所で行い、5名の児童・生徒、それから1つの団体を表彰したものです。

18日火曜日、昨日ですね、小学校の卒業式が市内18校で執り行われ、出席をいたしました。私は小倉台小学校に参加いたしました。昨日も委員の皆様ありがとうございました。

19日水曜日、令和7年第3回教育委員会定例会、本日ここで開催しております。

続きまして、行事予定です。

3月23日日曜日、印西市民アカデミー第25期生卒業式が文化ホールであり、出席する予定です。

24日月曜日、政策調整会議が市役所であり、出席する予定です。

27日木曜日、第123回印旛郡市文化財センター理事会が佐倉市であり、出席する予定です。

28日金曜日、令和6年度末教職員辞令交付式が多古町であり、出席する予定です。

また、同日、令和6年度末教職員人事異動に伴う辞令伝達式が文化ホールとありますけれども、人数が大変多い関係で市役所の大会議室に会場変更になり、大会議室で行う予定です。

29日土曜日、木刈親子読書会40周年を祝う会が千葉ニュータウン中央ネオオックスで開催され、出席する予定です。

31日月曜日、退職者辞令交付式が市役所であり、出席する予定です。

年度が替わりまして、4月1日火曜日、人事異動辞令交付式が市役所であり、出席する予定です。

3日木曜日、第1回市校長会議が市役所であり、出席する予定です。

4日金曜日、第1回印教連定例常任委員会が佐倉市であり、出席する予定です。

同日、第1回印旛地区教育長会議が佐倉市であり、出席する予定です。

6日日曜日、コスモスパレット パレットⅡオープニングイベントがコスモスパレットⅡであり、出席する予定です。

8日火曜日、中学校入学式が市内9校で開かれる予定です。また、こちらも委員の皆様にもご参加いただく予定です。

9日水曜日、小学校入学式が市内18校であり、出席する予定です。こちらも委員の皆様、よろしくお願いたします。

10日木曜日、政策調整会議が市役所であり、出席する予定です。

同日、第1回市教頭会議が市役所であり、出席する予定です。

12日土曜日、印西市民アカデミー第27期生の入学式が文化ホールであり、出席する予定です。

15日火曜日、令和7年度印教連定期総会が成田市であり、出席する予定です。

18日金曜日、千葉県都市教育長協議会定期総会及び研修会が千葉市であり、出席する予定です。

25日金曜日、令和7年第4回教育委員会定例会が市役所であり、出席する予定でございます。

以上でございますが、何かご質問等ありますか。

各 委 員  
教 育 長

なし

ありがとうございました。

この後の日程についてですが、日程第10をご覧ください。日程第10議案第7号 印西市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について及び日程第13 議案第10号 印西市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定についてでございますが、それぞれ議案審査にまだ時間を要しますことから、今回の議事から撤回させていただきましたので、報告いたします。

つきましては、議事日程から議案第7号及び議案10号の削除をお願いします。

以上でございます。

では、ここからの議事進行は、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、寺田教育長職務代理者をお願いいたします。

職 務 代 理 者

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

議事日程の順序に変更がありましたので、日程第4 議案第1号については日程第20の後に行います。

(議案第2号)

職 務 代 理 者

日程第5 議案第2号 印西市食物アレルギー等児童生徒学校給食費相当額助成金交付規則の制定についてを議題とします。

学校給食課長 提案理由の説明を求めます。  
学校給食課長。  
議案第2号 印西市食物アレルギー等児童生徒学校給食費相当額助成金交付規則の制定について。  
印西市食物アレルギー等児童生徒学校給食費相当額助成金交付規則を次のように制定する。  
令和7年3月19日提出。  
印西市教育委員会教育長、渡邊義規。  
それでは、ご説明をいたします。  
審議資料、2の1ページをお願いいたします。  
初めに、1、制定の要旨につきましては、食物アレルギー等の事由により、市立小中学校において学校給食の提供を受けず、弁当を持参する児童生徒の保護者に対し、学校給食費相当額の助成を令和7年度から実施するため、印西市食物アレルギー等児童生徒学校給食費相当額助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものでございます。  
次に、2、条文の内容につきましては、第1条は規則の目的について、第2条は用語の意義について、第3条は助成対象者について、第4条は助成額について、第5条は交付の申請について、第6条は交付の決定について、第7条は実績報告について、第8条は交付の確定について、第9条は交付の請求について、第10条は助成金の返還について、第11条はこの規則の委任について、それぞれ規定するものでございます。  
3、施行期日等でございますが、この規則は令和7年4月1日から施行するものでございます。  
説明は以上でございます。  
ありがとうございます。  
この件についての質疑はありませんか。  
屋敷委員。  
アレルギーを持っている生徒さんや、給食の時間にお弁当を持ってこられている児童さんの人数が分かれば教えていただきたいと思います。  
学校給食課長。  
お答えいたします。  
現時点でのこの助成対象の児童・生徒数でございますが、12人でございます。  
以上でございます。  
よろしいですか。  
はい。  
そのほか、この件について質疑はありませんか。  
豊田委員。  
今、屋敷委員のご質問に関連してですが、対象者に助成金を交付することになりますと、助成金の支出見込額というのはどのぐらいの

職務代理者  
学校給食課長

額になるのでしょうか。

学校給食課長。

お答えいたします。

見込額につきましては、児童・生徒で38人分、金額にしますと、218万3,000円を令和7年度予算として計上しております。

以上です。

職務代理者  
豊田委員

豊田委員。

ありがとうございました。

それと、もう一点ご質問なのですが、アレルギーのレベルがあると思うのですが、例えばクラスで分かれていますけれども、ゼロから6段階に分かれていますね。軽微なものから重篤な症状を引き起こすようなレベルまであるのですが、この対象になるレベル、クラスというのはどのくらいなのでしょう。もちろんお医者さんの診断書等、または聞き込みですか、そういったことによって判断されると思うのですが、現時点で分かる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

職務代理者  
学校給食課長

学校給食課長。

今、豊田委員からご質問ありました食物アレルギーのレベルでございますけれども、アレルギーの症状には、個人差がございます、微量の摂取でも重篤な食物アレルギーをお持ちの児童・生徒は症状が悪化し、アナフィラキシーショックを引き起こす可能性もございます。具体的にこのレベルから対象という線引きが難しいため、医師の診断書であるとか証明書等により判断してまいります。

以上です。

職務代理者  
豊田委員

豊田委員。

ありがとうございました。

それと、よろしいでしょうか、もう一点。

給食費の無償化は昨年9月から実施されていると思うのですが、遡及適応、要は遡って助成を行うとか、そういったことは考えていらっしゃるかどうかでよろしいでしょうか。

職務代理者  
学校給食課長

学校給食課長。

委員お見込みのとおりです。令和6年9月からの遡及ではなく、令和7年度から実施するものでございます。

職務代理者  
豊田委員

豊田委員。

ありがとうございました。

最後に、これはちょっと確認なのですが、補助金ですとか助成金の交付者というのは、通常予算執行者になると思うので、市長に申請というような形が多いと思うのですが、教育長宛てに今回なさっているということについて、何か市のほうで特別な規定等、設けていらっしゃるのか、ちょっと参考までに教えていただきたいと思います。

以上です。

職務代理者  
学校給食課長

学校給食課長。

豊田委員おっしゃるとおり、予算の執行は市長権限でございますので、通常ですと市長名で決定をいたすところなのですが、今回の食物アレルギー等の助成金は、アレルギー対象者の決定について、教育長が事情により裁量で認めるケースも規定しており、教育現場の状況などを加味して判断する必要があることから、市長から、当該助成金の支出事務について事務委任という形を取ることで、教育長が助成金支出を決定できるという形式を取っておりますので教育長名となっているものでございます。

また、この事務委任に当たっては、市長部局で事務委任に関する規則の一部を改正する予定でございます。

以上です。

職務代理者  
豊田委員  
職務代理者

豊田委員。

理解できました、ありがとうございました。

ほかに質疑ありませんか。

よろしいですか。

各委員  
職務代理者

なし

質疑なしと認めます。

議案第2号について採決します。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(議案第3号)  
職務代理者

日程第6 議案第3号 印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付規則の制定について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第3号 印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付規則の制定について。

印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付規則を次のように制定する。

令和7年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明いたします。

議案第3号審議資料をご覧ください。

1、制定の要旨でございます。

義務教育の段階における不登校児童生徒が学校以外の場で教育を受ける機会の確保を図り、社会的自立を継続的に支援するため、民間不登校

児童生徒支援施設の運営に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものでございます。

2の条文の内容でございます。

第1条には、補助金の目的について、第2条には、用語の定義について、第3条には、交付の対象となる者について、第4条には、補助の対象となる経費について、第5条には、補助金の額について、第6条には、補助金の交付申請について、第7条には、補助金の交付決定について、第8条には、補助金交付申請の取下げについて、第9条には、申請内容等の変更・中止・廃止について、第10条には、補助事業者の状況報告について、第11条には、補助事業の実績報告について、第12条には、補助金の確定等について、第13条には、補助金の交付請求について、第14条には、補助金交付決定の取消しについて、第15条には、補助金の返還について、第16条には、補助金返還期限の延長等について、第17条には、調査等について、第18条には、補助金に関し、必要な事項の委任について規定するものでございます。

3の附則(1)施行期日ですが、令和7年4月1日でございます。

(2)失効、告示の効力の期限を定めるものでして、令和10年3月31日までの3年間でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

職務代理者

ありがとうございます。

ただいまより審議に移ります。

質疑はございませんか。

豊田委員。

豊田委員

それでは、質問させていただきます。

まず、今現在の市内における民間不登校の児童生徒支援施設というのは、どのくらいの施設があるのか教えていただけますか。

職務代理者

指導課長。

指導課長

今、1年以上の実績のある施設としては1か所を把握してございます。

以上です。

職務代理者

豊田委員。

豊田委員

ありがとうございます。

それで、もう一点質問させていただきたいのですけれども、先行している市町村の中には、補助金の支払いというのですか、これは実績払いではなくて、例えば年度初めに概算払い、要はいろいろな決まりがあると思うのですけれども、先に補助金を出して、精算というような形を取っている市町村もあると思います。要は、そういった民間不登校の児童生徒支援施設の数が少ないというときに、当面の支出を助成してあげるといような観点で、そういう施設の運営をスムーズにするというような内容ではないのかなと思うのですが、そういったことというのも、

職務代理者 指導課長	今後検討されるような余地はありますでしょうか。 指導課長。 また、状況によりまして、必要あれば、改定ということも考えてまいります。
豊田委員 職務代理者	ありがとうございます。よろしく願いいたします。 ありがとうございます。 ほかに質疑ございませんか。 よろしいですか。
各委員 職務代理者	なし 質疑なしと認めます。 議案第3号について採決をいたします。 お諮りいたします。 議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員 職務代理者	異議なし 異議なしと認めます。 したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
(議案第4号) 職務代理者	日程第7 議案第4号 印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 教育総務課長。
教育総務課長	議案第4号 印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について。 印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。 令和7年3月19日提出。 印西市教育委員会教育長、渡邊義規。 それでは、審議資料に基づいてご説明させていただきます。 1、改正の要旨でございますが、令和7年4月からの組織の改編に伴いまして、会議に参加する職員に教育委員会事務局以外の職員を加えるものでございます。 2、改正の理由ですが、令和7年4月からの組織改編において、これまで学務課で行っていた幼稚園業務を市長部局の健康子ども部において実施することとなり、これまで教育委員会会議には、教育部職員以外の出席の規定がなかったので、ここで必要な改正を行うものでございます。 それでは、新旧対照表をご覧ください。 第14条、職員の出席の規定を資料のとおり改めるものでございます。 最後に、施行期日ですが、令和7年4月1日でございます。 説明は以上でございます。 ありがとうございます。
職務代理者	ありがとうございます。

各 委 員  
職 務 代 理 者

この件について、質疑ありませんか。  
よろしいですか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第4号について採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各 委 員  
職 務 代 理 者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(議案第5号)  
職 務 代 理 者

日程第8 議案第5号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第5号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、審議資料に基づいてご説明させていただきます。

1、改正の要旨でございますが、令和7年4月からの組織改編に伴いまして、課、室、係を追加し、分掌事務を改定するものでございます。

組織につきましては、体制強化、事務の効率化のため、毎年度改編を行っております。

今回の改正の概要ですが、学校の新設を推進するため、教育総務課内に学校新設準備室を設置します。

また、さらなる教育DXを推進するため、指導課に教育情報推進係を設置します。

課の新設としましては、生涯学習課の文化部門につきましては、生涯学習課から分離して、文化振興課を新設します。

また、市長部局との事務分担の変更としては、学務課で実施していた市立幼稚園に関する業務を市長部局の保育課へ、子ども健康部保育課で実施していた学童クラブに関する業務を教育部生涯学習課放課後児童支援係へ事務分掌を変更するものです。

これらの組織変更及び事務分掌の変更に伴いまして、必要な改正を行うものです。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第7条第1項第11号は字句の整理を、第16号は、幼稚園業務の移管に伴

う議決事項の改正です。

次に、第11条は、課及び室、係の変更、第11条の2は、教育機関の所属の変更です。

第12条以降は、各課ごとの事務分掌の改正になります。

第12条は、教育総務課学校新設準備室の設置に伴うもの、第13条の2は、指導課教育情報推進係の設置に伴うもの、第14条は、生涯学習課に係る事務分掌の設定、第14条の2は、文化振興課に係る事務分掌の設定をするものです。

第22条では、教育DX専門官の職務に関する規定を設けるものです。

施行期日ですが、令和7年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

よろしいですか。

豊田委員。

豊田委員

ご質問させていただきます。

今回の組織の改編ということで、学校の新設ですとか、DXの問題ですとか、いろいろ教育のお仕事が増えているのではないかと思いますけれども、人員のほうはいかがなのでしょう。増になっているのでしょうか、それとも現状維持なのでしょう。

職務代理者

教育部長。

教育部長

人員のほうは、教育長を中心に各担当課で要望しているところがございますが、今現在調整中のところもございますが、いろいろな兼務辞令等での対応となることもございますが、令和7年度につきましては、ちょっと厳しいような状況ではございますが、担当させていただきたいと考えているところでございます。

豊田委員

ありがとうございます。

職務代理者

ほかに質疑ありませんか。

よろしいですか。

各委員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第5号について採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

(議案第6号)

職務代理者

日程第9 議案第6号 印西市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

教育総務課長

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

議案第6号 印西市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、審議資料に基づいてご説明させていただきます。

1、改正の要旨ですが、行政組織の改編に伴い、市立幼稚園に関する事務が健康子ども部保育幼稚園課に移行することから、市長部局の職員へ補助執行させる事務及び職員を加えるものです。

2の改正の理由でございますが、要旨と同じく、行政組織の改編に伴い、補助執行させる事務が変更となることから、所要の改正を行うものでございます。

3、執行期日は令和7年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

なし

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

(議案第7号)  
職務代理者

日程第10 議案第7号については、撤回されましたので、次の議題に移ります。

(議案第8号)  
職務代理者

日程第11 議案第8号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第8号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和7年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、審議資料に基づいてご説明させていただきます。

1、改正の要旨でございますが、行政組織の改編に伴い、規程中の専決事項等について改めるものとともに、字句の整理を行うものでございます。

次、2、改正の理由でございますが、要旨と同じく、行政組織の改編により、関係規程を改めるものでございます。

3、施行期日ですが、令和7年4月1日でございます。

それぞれの条文の改正ですが、まず、別表の1、共通専決事項の(1)人事に関する事項及び(2)文書その他に関する事項は、字句の整理を行うものでございます。

次に、別表2、個別専決事項ですが、こちらは、各課ごとの決裁に関する規程を改正するもので、先ほどの組織規則にもありましたように、指導課においては、教育DXに関する業務、生涯学習課では、学童クラブに関する業務が加わっております。

また、新たに文化振興課を設置する関係で(6)に文化振興課の決裁規程を新設しております。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

よろしいですか。

各委員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第8号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案8号は原案のとおり可決されました。

(議案第9号)

職務代理者

日程第12 議案第9号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第9号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和7年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、審議資料に基づいてご説明させていただきます。

1、改正の要旨でございますが、行政組織の改編に伴い、文化振興課が新たに設置されることから、別表第1中に文化振興課の項を新たに加えるとともに、別表第2中の印西市立中央駅前地域交流館の項を削るものでございます。

次に、2、改正の理由ですが、要旨と同じく、行政組織の改編により、文化振興課を新設するとともに、指定管理者の管理への移行に伴い、中央駅前地域交流館の項を削るため、規程を改めるものでございます。

3、施行期日ですが、令和7年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

なし

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案9号は原案のとおり可決されました。

(議案第10号)

職務代理者

日程第13 議案第10号については、撤回されましたので、次の議題に移ります。

(議案第11号)

職務代理者

日程第14 議案第11号 印西市学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第11号 印西市学校運営協議会委員の任命について。

印西市学校運営協議会委員を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項及び印西市学校運営協議会規則第4条第2項の規定により、次のとおり任命する。

令和7年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明をさせていただきます。

本案は、印西中学校区の学校運営協議会を設置するに当たりまして、委員を任命するものでございます。

任命する方は、学識経験を有する者といたしまして、佐藤めぐみさん、大野義和さん、穴澤義典さん、対象学校の所在する地域の住民とし

て、小暮文秋さん、伊藤哲之さん、金子貴子さんでございます。

任期につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

なお、本案で提出した方以外に、対象学校の校長、教員及び保護者の代表者を委員として任命する予定がございますが、人事異動等がございますことから、決まり次第、任命の手続を取らせていただきたいと思いますと考えております。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

よろしいですか。

各委員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第11号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第11号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

(議案第12号)

職務代理者

引き続き日程第15 議案第12号 印西市青少年問題協議会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第12号 印西市青少年問題協議会委員の任命について。

印西市青少年問題協議会委員を印西市青少年問題協議会条例第3条第3項の規定により、次のとおり任命するよう市長に申し入れる。

令和7年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明をさせていただきます。

本案は、印西市青少年問題協議会委員の任命期間満了に伴いまして、委員を任命するよう市長に申し入れるものでございます。

今回任命する方は、関係行政機関の職員として、渡邊義規印西市教育委員会教育長、学識経験者として、宮嶋貴男さん、齋藤郁世さん、伊藤恵美子さん、渡邊和子さんでございます。

なお、4番の伊藤さんにつきましては、新規の任命となっております。

任期につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

各 委 員  
職 務 代 理 者

なし  
質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
議案第12号について採決をします。  
お諮りいたします。  
議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

各 委 員  
職 務 代 理 者

異議なし  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

(議案第13号)  
職 務 代 理 者

日程第16 議案第13号 印西市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。  
生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第13号 印西市社会教育委員の委嘱について。  
印西市社会教育委員を社会教育法第15条第2項及び印西市社会教育委員条例第2条第2項の規定により、次のとおり委嘱する。

令和7年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明をさせていただきます。

本案は、印西市社会教育委員の委嘱期間満了に伴いまして、委員を委嘱するものでございます。

今回委嘱する方は、学識経験者として、松崎比呂美さん、高橋克さん、押田正雄さん、青井眞吾さん、杉山和也さん、泉賢太郎さん、社会教育関係者として、石川久美子さん、小林康子さん、片倉恵美子さん、馬場みどりさん、箱崎美貴さん、山本信秀さん、家庭教育関係者として、小島洋子さん、市民公募によりまして、石川智美さん、安倉由美子さんでございます。

なお、新規に委嘱をさせていただく方は、5番の杉山さん、6番の泉さん、14番の石川さん、15番の安倉さんでございます。

なお、本案で提出いたしました方以外で市内の校長の方々を委員として委嘱させていただく予定がございますが、人事異動等がございますことから、決まり次第、委員の委嘱の手続を取らせていただきたいと思いますと考えております。

任期につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。

職 務 代 理 者  
各 委 員  
職 務 代 理 者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし  
質疑なしと認めます。

各 委 員  
職 務 代 理 者

議案第13号について採決をします。  
お諮りいたします。  
議案第13号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
異議なし  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

(議案第14号)  
職 務 代 理 者

日程第17 議案第14号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長

生涯学習課長。

議案第14号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱について。

印西市公民館運営審議会委員を社会教育法第30条の規定及び印西市立  
公民館の設置及び管理に関する条例第12条第2項に規定により、次のと  
おり委嘱する。

令和7年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明をさせていただきます。

本案は、印西市公民館運営審議会委員の委嘱期間満了に伴いまして、  
委員を委嘱するものでございます。

今回委嘱する方は、学識経験者として、杉田礼子さん、社会教育関係  
者として、早川正芳さん、齊藤詔一さん、石丸祐香里さん、篠田義和さ  
ん、松山悦子さん、荻原績さん、畑中由美子さん、飯沼榮子さん、家庭  
教育関係者として、長尾さおりさん、美馬光美さんでございます。

新規の方につきましては、1番の杉田さん、2番の早川さん、3番の齊  
藤さん、4番の石丸さん、5番の篠田さん、7番の荻原さん、9番、飯沼さ  
んでございます。

任期につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日まででござ  
います。

なお、本案で提出した方以外で市内の校長の方を委嘱する予定でござ  
いますが、人事異動等がございますことから、決まり次第、委嘱の手續  
を取らせていただきたいと思いますと考えております。

説明は以上でございます。

職 務 代 理 者

ありがとうございます。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

各 委 員  
職 務 代 理 者

なし

質疑なしと認めます。

議案第14号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第14号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各 委 員  
職 務 代 理 者

異議なし  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。  
少し長くなりましたので、ここで休憩を入れたいと思います。  
2時20分に再開いたします。よろしくお願いいたします。

(14時10分)

(14時20分)

(議案第15号)  
職 務 代 理 者

お待たせしました。  
2時20分になりますので再開いたします。  
日程第18 議案第15号 印西市文化財審議会委員の委嘱についてを議  
題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第15号 印西市文化財審議会委員の委嘱について。

印西市文化財審議会委員を印西市文化財保護条例第25条第2項の規定  
により、次のとおり委嘱する。

令和7年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明をさせていただきます。

本案は、印西市文化財審議会委員の委嘱期間満了に伴いまして、委員  
を委嘱するものでございます。

今回委嘱する方は、学識経験者として、一島正真さん、岡崎浩子さ  
ん、酒井弘志さん、高橋克さん、富田瑞樹さん、石井明子さん、外山信  
司さん、塩澤寛樹さん、横手義洋さんでございます。

なお、新規に委嘱をさせていただく方は、8番の塩澤さん、9番の横手  
さんでございます。

任期につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日まででござ  
います。

説明は以上でございます。

職 務 代 理 者  
各 委 員  
職 務 代 理 者

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第15号について採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各 委 員  
職 務 代 理 者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

(議案第16号)

職務代理者

日程第19 議案第16号 令和7年度印西市の教育施策についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

教育部長

議案第16号 令和7年度印西市の教育施策について。

令和7年度印西市の教育施策を別紙のとおり定める。

令和7年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明をさせていただきます。

令和7年度印西市の教育施策につきましては、あらかじめ素案を配付させていただいておりますが、改めて議案として、委員の皆様にご審議いただくものでございます。

まず、表紙をめくっていただきますと、はじめにでございますが、市では、将来都市像を「住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで」と定めた印西市基本構想の実現を進めております。

教育委員会では、令和3年度に新たに制定した第2期教育振興基本計画において、引き続き将来都市像の実現に向けた政策の一つである「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります《子育て・教育・文化》」の推進を図っています。

1ページに印西市基本構想、教育大綱、教育振興基本計画及び教育施策との関係について示させていただいております。

教育施策の体系につきましては、令和4年度から令和7年度を計画期間とした第2期印西市教育振興基本計画に基づき策定しており、教育の基本理念としました「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」の実現に向け、基本的な3つの方針を掲げております。そして、3つの方針の実現に向け、各分野別に4つの基本目標を柱に各施策を展開していくものでございます。

2ページから5ページにかけてお願いいたします。

4つの基本目標について記載しております。

また、参考として、第2期教育振興基本計画に向ける基本目標ごとの成果指標を掲載しております。

6ページをお開きください。

印西市の教育施策の体系を示すものでございまして、基本目標ごとに主な取組を掲載しております。

7ページから16ページにかけてお願いいたします。

主な取組ごとに令和7年度の事業内容を掲載してございますが、ここで令和7年度において新たに掲載した事業等をご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

取組の2、子どもの豊かな心を育むの事業の6について、令和6年度では、適応指導教室事業の推進でしたが、不登校支援事業の推進となり、

それに伴い、事業内容名称も変更しております。

10ページをお願いいたします。

取組の3、子どもの健やかな体を育むの事業、11、学校給食の充実の事業内容に、児童・生徒の学校給食費無償化及び食物アレルギー等の児童・生徒の学校給食費相当額の助成を追加しております。

12ページをお願いいたします。

取組の4、信頼される学校づくりの事業の6、働き方改革の推進の中において、用務員複数配置校の実施を追加しております。

16ページをお願いいたします。

取組の4、家庭と地域の教育力向上と青少年の健全育成の事業において、コミュニティスクールの導入及び学童クラブ及び放課後児童健全育成事業の実施を追加しております。

追加した主な事業は以上でございますが、令和7年度におきましても、第2期印西市教育振興基本計画の基本理念の実現に向けた事業を引き続き展開していくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

職務代理者

ありがとうございます。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

屋敷委員。

屋敷委員

どこからでも大丈夫ですか。

職務代理者

はい。

屋敷委員

7ページの教職員研修の充実ですけれども、自分、個人的には先生方が研修を受けているところを見たいなという感覚があります。また、特に新しいICT実施とか、特別支援に対しての研修会、特に見たいななんて思うのですけれども、一般公開するようなご予定はありますでしょうか。

職務代理者

指導課長。

指導課長

お答えいたします。

一般市民に向けての一般公開というのはございませんけれども、教育委員会の教育委員の皆様が教職員の研修している様子をご覧になりたいといったご要望には、特に夏季研修会を18講座予定しておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

以上です。

屋敷委員

ありがとうございます。

職務代理者

よろしいですか。

屋敷委員

はい。

職務代理者

ほかに質疑ありませんか。

豊田委員。

豊田委員

何点か質問させていただきます。

まず、ページを追ってお聞きします。

まず、7ページの事業の欄の7番、幼児教育の充実の中で、昨年度、幼児教育に関する様々な情報提供というような項目があったと思うのですが、これは、先ほど説明のあった組織改編の関係でなくなったということでしょうか。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

委員のおっしゃるとおりで、健康子ども部保育幼稚園課が担当になるためということでございます。

豊田委員

ありがとうございます。

続いてよろしいでしょうか。

職務代理者  
豊田委員

はい、どうぞ。

続いて、8ページでございますが、9番、市立図書館との連携事業の開催ということで、やはり前年度、図書館司書研修会の開催という項目が設けられておりましたが、今回削除されている理由を伺いたいと思います。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

図書館司書というのは、市の図書館で勤務している方々ですけれども、同じ9番のところに学校図書館担当者会議や学校司書連絡会というものがございます。学校図書館担当者会議の中で、市図書館との連携ということで図書館司書の方にも来ていただきまして、中学校ごとに情報交換等をしております。

また、学校司書連絡会、年11回実施したのですけれども、その中でも2回、市立図書館の図書館司書の方に来ていただきまして、情報交換しております。削除した理由ですが、図書館司書のみの研修会というものを実施していないため、削除したものでございます。

職務代理者  
豊田委員

豊田委員。

じゃ、重複してやられているということですね。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

そうですね。そのように解釈していただければと思います。

豊田委員

はい、分かりました。

続けてよろしいでしょうか。

職務代理者  
豊田委員

はい、どうぞ。

続いて、11ページお願いしたいと思います。

3、情報化社会に対応した教育の推進の2番の情報教育の推進というところで、これは、教育DXの説明でも一回お聞きしていると思うのですが、前年度、SNS等対応ネットリテラシー教育の充実というような文言で書かれていたものが今回、STEAMと情報の活用を統合的に学ぶ情報教育の推進になっておりますが、簡単に違いについて教えていただければと思います。

職務代理者

指導課長。

指導課長

お答えいたします。

新しく変わったところは、この内容にインターネットやSNSの適切な利用、プライバシーの保護、ネットいじめの防止など、以前あったネットリテラシー教育の充実が含まれているような意味合いでございます。

職務代理者

豊田委員。

豊田委員

全て今回のこの文言の中に含めているということですか。

職務代理者

指導課長。

指導課長

そうです。

職務代理者

豊田委員。

豊田委員

STEAMの情報活用の中に含まれると。

職務代理者

指導課長。

指導課長

含まれております。

職務代理者

豊田委員。

豊田委員

吸収されているということで、そういう考え方でよろしいですか。

指導課長

はい。

豊田委員

あと、よろしいですか。

職務代理者

どうぞ、豊田委員。

豊田委員

続いて、次ページの12ページでございますけれども、これは、2番の児童生徒の安全確保についてでございますが、現在、市内でスクールバス等の運用がなされていると思います。昨年の補正予算の中で、バスの中に取り残しがらないような、システムを導入する事業が挙げられておりますが、そういったものについて、例えばこの計画や施策の中に表記するというような、今回は7年度の施策ということになっておりますけれども、そういったことは考えられないでしょうか。

入れるとすれば、恐らく通学路の安全確保、この辺にそういった文言も、個人的に入れたらどうかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

今、委員がご指摘いただいたことは、確かに令和7年から一部のルートで試験的に運用開始になります。こういう部分は、こちらとすれば、スクールバスに関することではあるのですが、その試験的運用を1年間やってみて、児童生徒の安全確保の部分で入れるか、それから通学路の安全確保で入れるかということは、ちょっと検討していきたいなというふうに思います。

以上でございます。

職務代理者

豊田委員。

豊田委員

ありがとうございます。

最後に、安全の確保の関係でございますけれども、現在、各学校でも避難訓練等を実施されているとは思いますが、東日本大震災から14年

ですか、今年で、経ちますが、要は学校のある場所場所で、地域性によって、いろいろ避難訓練のやり方というのは創意工夫する必要があると思うのですが、例えばそういった地域にあって、例えば浸水区域ですとか、そういった中にある学校もあると思われませんが、何かそういったもので特色みたいなものをお持ちの学校があったら、直接この施策のこととは関係ないのですが、教えていただければと思いますが、よろしくお願ひします。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

お答えいたします。

まず、土砂災害の避難確保計画としましては、小林小、小林中、本埜小、本埜中にそういった計画がつくられております。また、洪水被害を想定しまして、小林北小と大森小が避難確保計画を作成してございます。また、大森小では、やはり水災害を想定した高台への避難というのを実施したということをお聞ひしております。

以上でございます。

職務代理者  
豊田委員

豊田委員。

ありがとうございます。

もう既にやられていると思うのですけれども、実際に行動を起こして避難するとか、そういったことが大変重要じゃないかと思ひますので、引き続き子どもたちの安全のためにご尽力いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

職務代理者

ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

教育部長。

教育部長

説明漏れがありました。

9ページの3、子どもたちの健やかな体を育むの2、運動部活動の充実の最後の丸になります休日部活動の地域移行モデル事業の実施。こちらも追加となっておりますので、説明が漏れておりましたのでご訂正お願ひいたします。

職務代理者

ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

長尾委員。

長尾委員

11ページの情報化社会に対応した教育の推進の情報教育の推進についてお伺ひしたいのですが、令和7年度は7校にプログラミング教材が導入されるということで、ICT支援員はそういったプログラミング教材が導入された学校に配置されるのか、それとも、ICTを全ての学校で推進していくので、必ずしもプログラミング教材があるかないかだけではないというふうにお認識してよろしいですか。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

委員のおっしゃるとおりで、ICT支援員は全校配置でございます。

職務代理者 長尾委員	<p>長尾委員。</p> <p>確か前回の資料では、4.5校に1人というふうに記載されていたかと思うのですが、常駐ではなく、その学校で情報教育が行われるときにその支援員の方が来るのでしょうか。</p>
職務代理者 指導課長	<p>指導課長。</p> <p>常駐ではないのですが、決まった曜日等に、回数も学校規模によって異なるのですが、常駐ではなく、決まった曜日に配置されているという状況でございます。</p>
職務代理者 長尾委員 職務代理者 屋敷委員	<p>よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>ほかに、屋敷委員、何かありますか。</p> <p>3つほどよろしいですか。</p> <p>10ページです。</p> <p>学校給食の充実というところで、給食レストランの開催がありますが、何か具体的に、何ていうのですかね、プランニングはできているのでしょうか。</p>
職務代理者 学校給食課長	<p>学校給食課長。</p> <p>こちらの給食レストランでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響ですとか、あと食数の増などでここ数年実施していないような状況でございますが、また今後、再開については、検討してまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
職務代理者 屋敷委員	<p>屋敷委員。</p> <p>何ですか、給食のありがたさとか、すごく限られた予算で品数を増やしたりしてもらっていると思うので、ぜひ保護者の方とかに見ていただく機会があるといいなと思います。</p>
職務代理者 学校給食課長	<p>学校給食課長</p> <p>各給食センターごとにそれぞれの、小学校・中学校に給食を出しているのですが、その中で家庭教育学級という事業があり、その事業の中で、保護者の方に参加していただいて給食の試食をしております。そういった、全ての保護者ではないのですが、保護者の方も給食を食べていただいているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
屋敷委員 職務代理者 教育部長 職務代理者 教育部長	<p>ありがとうございました。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>補足説明よろしいですか。</p> <p>部長。</p> <p>私は以前に給食センターに勤務していた経験があるものですから、給食レストラン、私勤務したとき実施をしていたのですが、やはり見ていただくということが一番、衛生管理がこれだけやっているのだとか、こ</p>

ういう食材を使っているのだとか、こういう調理方法をしているのだとか、一目瞭然のごとく、大変分かりやすい状況ですので、ぜひ市民の方にも、そういう給食の取り方とか、これだけ衛生管理を行っているとかというものを目で見ても、知っていただくのも、理解度を深める一つの手段と思っていますので、今後、時期を見て、再開をするようなことも、学校給食課のほうでやっておりますので、また時期を見て、再開をしたいと思っていますところです。

屋敷委員  
職務代理者  
屋敷委員

ありがとうございます。

屋敷委員。

自分の子どももやっぱりまだ学生るとき、学校のホームページに給食だよりじゃないですけども、写真が出て、それを見て、今日はおしそうだったねとか、会話になったので思い出しました。ありがとうございます。

職務代理者

ほかに何かございますか。

屋敷委員。

屋敷委員

12ページなんですけれども、2番の児童生徒の安全確保に自転車通学のヘルメットの貸与とありますけれども、これと同じように、結構、学区外から通学する子どもたちも増えて、中学生なんですけれども、ご家庭に眠っている自転車を何か無償で貸し出せるような機会ができないかなとちょっと考えたのですけれども、実際、うちにも今通学の自転車が2台、ただ置きっ放しになっていまして、もう2台は後輩のところに貸してあります。なので、学校が窓口に、学校の先生ちょっと大変になるかどうかですけれども、なるべく修理とか、もう手をかけなくていいような状態で持ってきてくれる方だけ募集して、もし借りたいよという人がいれば、貸出しできればなとちょっと思ったのですけれども、どうでしょうか。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

現在のところ、市としては、具体的には検討していないところなのですけれども、そういった自転車の貸出しニーズが各学校より、あるというようなお声があるようでしたら、また検討してまいりたいと思います。

屋敷委員  
職務代理者

お願いします。

ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

屋敷委員。

屋敷委員

13ページの2、文化財の保護・活用の推進の5の中の民俗等の資料の収集のところなんですけれども、中根地区の鳥見神社で衣装ケースを片していたら、今まで一番底に何か竜の能面が出てきたらしいです。その舞はもうしていないのですけれども、以前はしていたのではないかなと。竜なんていえば角があったのですけれども、その角が折れちゃったりし

ていて、知り合いにそういう修復をされる方がいたもので、見てもらえる機会があったのですけれども、修理代に、修理の仕方によって変わるので、大抵1体、50万から100万。中根地区では、それを寄附で募るみたいな、ちょっと大変な話なのですけれども、できれば出てきたものなので、修復するなり、神楽ができるようにしたいという地区の方の声もあったもので、多少なりとも、補助があったら、検討していただければと思います。お願いします。

職務代理者  
生涯学習課長

生涯学習課長。

お答えいたします。

生涯学習課のほうでは、文化財の保存、それから次世代への継承に努めているところでございます。印西市といいますのは、ニュータウン地区を中心とした都市がある一方で、印旛地区、本埜地区などには、豊かな自然、それから歴史があるということで、そういったものを守っていききたいと思っているところでございます。

中根の鳥見神社の神楽は県の無形民俗文化財になっていますので、ぜひ一度調査をさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

助成のほうもさせていただいておりますので、よろしく願いします。

屋敷委員  
職務代理者

ありがとうございます。よろしく願いします。

よろしく願いします。

ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

各委員  
職務代理者

なし

質疑なしと認めます。

議案第16号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第16号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

(その他)  
職務代理者

日程第20 その他について、何かございますか。

教育総務課長。

教育総務課長

教育総務課からは、公立学校情報機器整備事業計画の策定についてご説明いたします。

資料をご覧ください。

市教育委員会では、令和2年度に導入した教育用パソコン端末がバッテリーの消耗や故障率の増加から、令和7年度に更新を行う予定で考えております。

それに伴いまして、購入する機器の選定や仕様書の検討を現在しております。

計画の1、端末整備・更新計画ですが、整備台数につきましては、表の記載にある令和7年度に1万3,601台を予定しております。

次に、処分方法の、スケジュールは記載のとおりです。

2として、2ページの2のネットワークの整備計画でございます。

ネットワーク整備計画についてのスケジュールでございますが、1として、必要なネットワーク速度が確保できる学校数、総学校数に占める割合については、令和5年12月時点で各校が実施した簡易帯域測定の結果からすると、27校中3校のみでしか、学校規模ごとの当面の推奨帯域を満たしていない。また、総学校数に占める割合は11.1%であるという記載です。

次、2ですが、必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュールですが、2の(1)として、令和7年度に業者によるネットワークアセスメントの実施をし、必要なネットワーク速度の確保に向けた課題を特定していきます。

次に、ネットワークアセスメント実施後、特定した課題を改善し、令和8年度以降に順次対応していきます。

(3)として、令和8年度、高速大容量通信環境の改善と校務系・教育系ネットワーク統合、ゼロトラストセキュリティモデルを基盤としたクラウド環境の整備の準備を進め、令和9年度の稼働を目指していきます。

今、ご説明した経過につきましては、2月の定例教育委員会で承認いただきました印西市教育DX推進計画とともに、今年度、令和6年度までに市のホームページ等で公表する予定でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者  
学務課長

学務課長。

学務課からです。

令和7年度入学式の日程、出席予定者一覧をご覧ください。

小学校は4月9日水曜日、中学校は4月8日火曜日となっております。委員の皆様にもご出席をお願いしたいと思いますので、ご確認のほう、どうぞよろしく願いいたします。

自分からは以上でございます。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

指導課からは、適応指導教室の名称変更について説明をさせていただきます。特に資料はございません。

適応指導教室を教育支援センターという名称に変更いたします。変更する理由につきましては、適応指導教室を文部科学省をはじめ全国的に教育支援センターと表明していることにございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課長からは2点、ご報告をさせていただきます。

1つ目は、第4回印西まちなか音楽祭の開催についてでございます。

お手元の資料をご覧ください。

3の開催日時でございますが、令和7年5月11日日曜日、11時から、オープニングセレモニーは10時半からでございます。

4の会場でございますけれども、印西牧の原駅周辺の商業施設等で行います。牧の原モア、BIGHOP、印西牧の原駅南口広場など、12か所のステージを設置して行う屋外型の音楽イベントでございます。

6の出演団体数は95組、約500名ということで、多くの市民の皆様がロックですとか、フォークソング、和太鼓など、様々なジャンルでの音楽イベントとなっております。年々出演者ですとか、来場者も増加している状況でございます。

委員の皆様には、当日この音楽祭をご観覧いただきたいと考えております。詳細につきましては、改めてご説明をさせていただきたいと考えております。

続きまして、2つ目が令和7年度無形民俗文化財公開予定についてでございます。

お手元の資料をご覧ください。

市内には、獅子舞ですとか、神楽等6つの指定文化財がございます。各文化財の令和7年度の公開期日及びご出席いただきたい委員の皆様については記載のとおりでございます。

4月20日日曜日の八幡神社の獅子舞は未定になっておりますが、実施が難しいということでございます。正式に決定いたしましたら、ご連絡をさせていただきたいと思っております。

ご報告は以上でございます。

職務代理者

ほかには何かございますか。

ありませんか。

各委員

なし

職務代理者

これでその他を終わります。

それでは、再び進行を教育長にお戻しします。よろしく申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

では、事務局から次回教育委員会会議の開催について連絡がございません。

教育総務課長

教育総務課長。

それでは、次回、令和7年第4回印西市教育委員会定例会は、4月25日金曜日午後2時から、こちらの41会議室で行う予定でございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長

では、よろしく願いいたします。

(非公開会議の開始)

教 育 長

それでは、これより非公開とした議題の審査を開始します。  
それでは、再び寺田教育長職務代理者に議事進行をお願いしたいと思います。

[非公開により省略]

職 務 代 理 者

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしく申し上げます。

(閉議の宣告)

教 育 長

ありがとうございました。  
では、以上で本日の日程は全て終了しました。  
会議を閉じます。

(閉会の宣告)

教 育 長

以上をもちまして、令和7年第3回印西市教育委員会定例会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

(15時04分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年3月19日

教 育 長	渡 邊 義 規
署 名 委 員	長 尾 香 奈